2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及びえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　表六甲山腹観音寺山

イ　次に掲げる土地

兵庫県神戸市中央区葺合町

字キイキ　九九番六

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十四年内務省告示第二百九十二号及び昭和五十年建設省告示第七百七十七号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県神戸市灘区城の下通三丁目

二番三　一号、二号及び七十六号

兵庫県神戸市灘区原田

字青ケ谷　一番一　三号及び五号から九号まで

一番二　四号

五番二　十二号から十五号まで

六番　十六号

七番　十七号から十九号まで

二番一　二十号から二十五号まで

五三番　七十一号から七十四号まで

字城下山　五番一　七十五号から七十七号まで

兵庫県神戸市灘区上野

字城下山　八三三番一　十号、十一号及び五十二号から五十六号まで

八三三番二　五十一号

字下多　八三二番一　二十六号から三十三号まで

八三一番三　三十四号から三十九号まで

字観音寺山　七五八番一　四十号から五十号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十四年内務省告示第二百九十二号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県神戸市中央区葺合町

字キイキ　九七番　一号から六号まで及び十八号から二十一号まで

九八番一　七号から十七号まで

○国土交通省告示第八百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岩園

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県芦屋市剱谷

一七番　一号から三十一号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

千森川右支川及び右支川左小支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十六年建設省告示第千二百五十五号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県神戸市須磨区須磨寺町四丁目

一番　一号から三号まで

兵庫県神戸市須磨区西須磨

一番二　四号から七号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十六年建設省告示第千二百五十五号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県神戸市須磨区西須磨

一番二　一号から七号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

深谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第千六百六十八号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県芦屋市剱谷国有林五五林班

ろ小班　一号から七号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八番　一号から二号まで

兵庫県芦屋市剱谷

一八番　一号及び二号

兵庫県芦屋市剱谷国有林五五林班

ろ小班　三号から十五号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高倉川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市須磨区西須磨

一番二　一号から二十一号まで

兵庫県神戸市須磨区須磨寺町四丁目

一番　二十二号から三十六号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市須磨区西須磨

一番二　一号から二十七号まで

兵庫県須磨寺町四丁目

一番　二十八号から四十一号まで

五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第千六百六十八号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県芦屋市剱谷

一八番　一号及び二号

兵庫県芦屋市剱谷国有林五五林班

ろ小班　三号から十五号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高倉川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市須磨区西須磨

一番二　一号から二十一号まで

兵庫県神戸市須磨区須磨寺町四丁目

一番　二十二号から三十六号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市須磨区西須磨

一番二　一号から二十七号まで

兵庫県須磨寺町四丁目

一番　二十八号から四十一号まで

○国土交通省告示第八百四十九号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定により、立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備を実施すべき踏切道として、平成二十五年八月二十三日付けをもって次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年九月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

1．立体交差化を実施すべき踏切道

踏切道		鉄道		道路	
名称	位置	事業者	線名	種別	路線名
釣師街道	福島県相馬郡新地町	東日本旅客鉄道㈱	常磐線	県道	新地停車場釣師線
井尻7号	福岡県福岡市博多区	西日本鉄道㈱	天神大牟田線	市道	三筑1680号線
井尻8号	〃	〃	〃	〃	三筑1685号線
雑餉隈1号	〃	〃	〃	〃	麦野1531号線
雑餉隈2号	〃	〃	〃	県道	南福岡停車場線
雑餉隈3号	〃	〃	〃	主要地方道	大野城二丈線
雑餉隈5号	〃	〃	〃	市道	春町昭南線